

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月14日
【会社名】	株式会社フライトシステムコンサルティング
【英訳名】	FLIGHT SYSTEM CONSULTING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片山 圭一郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1
【電話番号】	03 - 3440 - 6100
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部担当 松本 隆男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1
【電話番号】	03 - 3440 - 6100
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部担当 松本 隆男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,427,552円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 199,497,952円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）】****(1)【募集の条件】**

発行数	368個（新株予約権1個につき20株）
発行価額の総額	3,427,552円
発行価格	新株予約権1個につき9,314円（新株予約権の目的である株式1株当たり465.7円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月30日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社フライトシステムコンサルティング 管理部 東京都渋谷区恵比寿4-6-1
払込期日	平成22年9月30日（木）
割当日	平成22年9月30日（木）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

- (注) 1. 第7回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成22年9月9日（木）及び平成22年9月14日（火）開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込期間、払込期日及び割当日は、平成22年9月14日（火）開催の当社取締役会により、決議されております。
3. 平成22年9月9日（木）及び平成22年9月14日（火）開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「引受契約書」を締結しない場合は、本新株予約権の割当は行われなないこととなります。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「引受契約書」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
5. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的 となる株式の種類	株式会社フライトシステムコンサルティング 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式制度は採用していない。
新株予約権の目的 となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式7,360株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は20株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使 時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（本欄第2項に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、26,640円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>199,497,952円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成22年10月1日から平成25年9月30日(但し、平成25年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社フライトシステムコンサルティング 管理部 東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を

現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。
 3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
 4. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
199,497,952	4,500,000	194,997,952

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（3,427,552円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（196,070,400円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権の発行に伴う価格算定費用及び弁護士報酬であります。

（価格算定費用） 2,500,000円

（弁護士報酬） 1,000,000円

（その他費用） 1,000,000円

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権による調達資金につきましては、平成22年10月1日から平成25年9月30日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、一旦、手元資金とし、現在進めている新規事業（iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）による受注増加に対応した事業計画に沿って、電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業、Twitterプラットフォームサービス事業・ラジオプラットフォームサービス事業における研究開発資金と、それらを具体的な案件として提案・展開していくための人件費等マーケティング費用として充当する予定であります。なお、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない場合もあり得ます。このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。その場合には、事業計画の見直しを行うとともに、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
(i) ラジオプラットフォームサービス事業・Twitterプラットフォームサービス事業・電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業における研究開発資金	97	平成22年10月～平成25年9月
(ii) ラジオプラットフォームサービス事業・Twitterプラットフォームサービス事業・電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業におけるマーケティング費用	97	平成22年10月～平成25年9月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ソフトバンク株式会社	
	本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	第30期有価証券報告書（平成21年4月1日から平成22年3月31日）	平成22年6月25日提出
		第31期第1四半期報告書（平成22年4月1日から平成22年6月30日）	平成22年8月10日提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	第149期有価証券報告書（平成21年4月1日から平成22年3月31日）	平成22年6月30日提出
		第150期第1四半期報告書（平成22年4月1日から平成22年6月30日）	平成22年8月6日提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先は、平成22年9月14日現在、当社株式を2,753株（当社総株主の議決権の数に対して18.66%）所有する主要株主である筆頭株主であります。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

イ ソフトバンク株式会社

現在、当社ではiPhoneをはじめとするスマートフォン上で「電子決済ソリューション」、「Twitter」、「ラジオ」の利用を可能にするサービス基盤（プラットフォーム）の開発を進めており、今後、これらのプラットフォームを活用した新規事業（iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用した事業）の拡大に注力しております。

こうした中で、平成22年5月に「Twitterプラットフォームサービス事業」における当社のTwitterアプリケーション「TweetMe」が、ソフトバンクモバイル株式会社が提供する夏モデル新機種携帯電話向けに採用され、「TweetMe for S!アプリ」として供給を開始しております。

これらの経緯から、今後もソフトバンクグループとの更なる協業を推進していくことを前提に、ソフトバンク株式会社との間で出資受入れに関して協議してあります。

当社としては、上述のiPhone等スマートフォン上で各種プラットフォームを活用したビジネス展開を加速し、新規事業の事業化及び事業拡大による収益性の向上を図ることが重要な課題であると考えております。

これらの新規事業展開においてソフトバンクグループとの協業は必要不可欠であり、その協業効果を更に拡大するため、資本の面でも関係を強化することは、当社にとって有益であると判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

ロ Oakキャピタル株式会社

当社グループは、前連結会計年度において、大幅な営業損失を計上し、492百万円の当期純損失となりました。これにより前期連結会計期間末において450百万円の債務超過となっております。

この財務状況を早期に改善すること及びiPhone等スマートフォンを活用したサービス事業（iPhoneやスマートフォン上で「電子決済ソリューション」、「Twitter」、「ラジオ」の利用を可能にするサービス基盤（プラットフォーム）の開発・事業化）を推進するために、平成22年4月9日付けでOakキャピタル株式会社を引受先とする第三者割当による新株発行及び新株予約権の発行を行っております。

今般、上記発行に伴う平成22年4月9日付「総数引受契約」に基づく先買権の定めにより、当社からの通知を受けたOakキャピタル株式会社から、当社とソフトバンクグループとの協業効果を更に拡大するため資本の面での関係強化について、当社にとって有益であると高い評価を頂きました。既に引受けの実績があり、当社の事業に対してもご理解を頂いていること、提携候補先の紹

介等営業上の支援も得ていることもあり、当社から同社に対して追加出資を打診いたしましたところ、本件目的である財務基盤の一層の強化のため引き受ける旨応諾をいただきました。

O a k キャピタル株式会社は、国内外での投資実績が豊富で、かつ、潜在成長力が高い新興上場企業に対する投資を積極的に行っている東証二部の上場会社であります。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー業務、リスク管理の総合サービスを行うリスクマネジメント事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

O a k キャピタル株式会社は当社が事業を推進するに当たり、提携候補先をご紹介いただくなど、積極的に協力していただいております。それらの成果が将来、当社の事業展開と企業価値向上に貢献するものと考えております。

また、同社の表明内容で、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない純投資目的であることや、本第三者割当による本新株予約権についても可能な限り市場動向に配慮しながら行使し売却していく方針であることも重視し、同社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式等の数

イ ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は3,680株であります。

ロ O a k キャピタル株式会社

O a k キャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は3,680株であります。

e. 株券等の保有方針

イ ソフトバンク株式会社

割当予定先であるソフトバンク株式会社の本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は、今後のビジネスにおける協業のための長期保有である旨の表明を受けております。

ロ O a k キャピタル株式会社

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社の本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

イ ソフトバンク株式会社

割当予定先であるソフトバンク株式会社より本新株予約権の発行に係る払込みについては、払込期日に全額払い込むことの確認をいただいております。同社が提出した平成23年3月期第1四半期報告書により、本新株予約権の発行価額の払込み及び本新株予約権の行使請求に足りる現預金その他流動資産を有していることを確認しております。

ロ O a k キャピタル株式会社

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社より本新株予約権の発行に係る払込みについては、払込期日に全額払い込むことの確認をいただいております。同社が提出した平成23年3月期第1四半期報告書により、本新株予約権の発行価額の払込み及び本新株予約権の行使請求に足りる現預金その他流動資産を有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

イ ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」を確認し、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

ロ O a k キャピタル株式会社

O a k キャピタル株式会社は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」を確認し、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本件新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件を考慮した第三者評価機関（株式会社ブルータス・コンサルティング）による評価書を参考

に、第7回新株予約権の1個当たりの払込金額を9,314円（1株当たり465.7円）といたしました。当該評価において、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプションなどを前提条件としております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（平成22年9月9日）の前取引日（平成22年9月8日）のマザーズ市場における普通取引の終値29,600円を参考とし、行使価額を1株当たり26,640円（ディスカウント率は10%）といたしました。

行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関（株式会社プルータス・コンサルティング）による評価書を参考にしております。

なお、当社監査役3名全員（社外監査役3名）から、本新株予約権の発行価額は、それ自体で特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。当該意見の基礎となる判断要素として、行使価額の算定方法が市場慣行に従った一般的な方法であること、払込金額の算定にあたり第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を前提条件としてその基礎にしていること、当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより有利発行ではないという判断の意見であります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

ソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数7,360株に係る議決権数は7,360個となり、平成22年4月9日にOakキャピタル株式会社に割り当てた新株予約権の目的である株式の総数6,060株及び第三者割当増資による株式数817株を合わせた6,877株に係る議決権数6,877個と合算すると、14,237株に係る議決権数は14,237個となり、平成21年9月30日時点での当社の総議決権数11,454個に占める割合が124.29%となり25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

（平成22年4月9日に行われた第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行から本新株予約権の発行までの期間が6ヶ月未満であるため、前回の増資等と本新株予約権に係る議決権数を合算し、平成21年9月30日時点での当社の総議決権数を分母として希薄化率を算定しております。）

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権の 割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8-10-24	2,753	18.66	6,433	29.09
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	-	-	3,680	16.64
片山 圭一郎	東京都大田区	2,753	18.66	2,753	12.45
アストロデザイン株式会社	東京都大田区南雪谷1-5-2	1,180	7.99	1,180	5.33
松本 隆男	仙台市太白区	1,167	7.91	1,167	5.27
米倉 憲久	仙台市青葉区	1,127	7.63	1,127	5.09
樋口 典子（旧姓：村松）	東京都渋谷区	363	2.46	363	1.64
井筒 象二郎	東京都江戸川区	163	1.10	163	0.73
最上 剛	仙台市泉区	142	0.96	142	0.64
相澤 定見	横浜市瀬谷区	134	0.90	134	0.60
斉藤 初江	東京都足立区	129	0.87	129	0.58
計	-	9,911	67.18	17,271	78.10

(注) 1. 上記の割合は、少数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

2. 異動後の大株主順位につきましては、平成22年3月31日現在の株主名簿を基準として、平成22年4月9日を払込期日とした第三者割当による新株式発行、並びに平成22年4月12日以降平成22年8月12日までににおける新株予約権の権利行使等を勘案したものであります。議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 8株

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年8月12日現在の発行済株式総数に、ソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社に割当

- てる本新株予約権の目的である株式の総数7,360株を加えて算定しております。
4. Oakキャピタル株式会社は長期保有ではないため、株数が変動する可能性があります。
 5. 本新株予約権以前に発行した新株予約権の未行使分は含まれておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社では、前期に立ち上げたクリエイティブブランド「S:III:S」(シーズ)を中心に、iPhoneやスマートフォンを活用したビジネスの事業化を目的とし、前期より様々な地域での実証実験を実施してきました。

周知の通り、次世代型携帯端末であるスマートフォンは、タッチパネルで操作できるという使いやすさや、自分のニーズや趣味・嗜好に合わせてアプリケーションソフトをダウンロードし、思いのままにカスタマイズできる拡張性と利便性から、世代を超えた幅広いユーザー層に支持されつつあり、今後、情報通信革命をさらに押し進める契機となる可能性が高いと考えられています。このような状況を捉え、当社は通信・放送サービス用のソフト開発でのノウハウの蓄積を活用し、現在、米国アップル社およびソフトバンク株式会社との緊密な協力関係のもと、iPhone等に向けたアプリケーションソフトの開発及び展開を行っております。

現在、当社ではiPhoneをはじめとするスマートフォン上で「電子決済ソリューション」、「Twitter」、「ラジオ」の利用を可能にするサービス基盤(プラットフォーム)の開発及び展開を下記(i)~(iii)の通り進めており、今後、これらのプラットフォームを活用した新規事業(iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用した事業)の拡大に注力してまいります。当社が進めております、これらの新規事業において協業効果が極めて高いソフトバンク株式会社との間で出資受入れに関して協議し、本取り組みのための資金調達として本新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

(i) 「電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業」

iPhoneをはじめとするスマートフォン等のポータブル端末を活用し、クレジットカードや電子マネーでの決済を可能にするソリューションの開発をしており、現在関係各所と提供開始に向けて調整中です。通常の現金払いによる片方向の用途と違い、クレジットカードや電子マネーという電子的なお金による支払では、消費者にポイント付与等の付加価値を生み出す事が可能です。しかしこのクレジットカードや電子マネーの決済には専用端末の設置が必要で、設置していない店舗では現金払いのみでの対応でした。当社が提供する電子決済ソリューションプラットフォームでは、iPhoneをはじめとするスマートフォン等持ち運び可能な端末で、それらの決済が可能になり、従来、専用端末を設置していなかった店舗等へ積極的に展開することで、今後、電子決済市場に新たな付加価値を創出することが可能になると考えております。

(ii) 「Twitterプラットフォームサービス事業」

Twitterでは、140字という手軽さから多くの人が心情や情報をアウトプットし、シェアすることを通じて、Twitter上で今まで見えなかったものが可視化され、新しいコミュニケーションが生まれております。また、Twitterを土台にして新しい使い方やアイデア、サービスが次々に誕生し利用価値が高まっております。このため、Twitterが新しいコミュニケーションのプラットフォームとなる可能性に多くの人が期待を寄せているものと思われま。

現在、当社では音声認識技術を搭載した当社オリジナルのiPhone向けTwitterアプリケーションソフト「TweetMe」の開発、提供を行っております。また本Twitterプラットフォームは、ラジオプラットフォームと組み合わせる事で、地域に特化した情報配信を行なう事を可能にするため、自治体様向けに地域振興等でご活用いただけるような提案を進めております。

Twitterユーザー数が拡大する中、日本におけるiPhone向けTwitterソフトでは、当社の「TweetMe」がシェアを大きく伸ばしてきております。当社の開発するTwitterプラットフォームを利用することにより、iPhone端末上で様々な目的に応じてTwitterを活用することが可能となるため、現在約1,000万人といわれるTwitterのユーザー数が今後更に大きく伸び、新たな市場を創出する契機になるものと当社は期待しております。

() 「ラジオプラットフォームサービス事業」

iPhoneで地上波ラジオ等を聴取することを可能にするアプリケーション開発、並びに新たな広告収入等を可能にするビジネスモデルの提供をラジオ放送局様へご提案しております。また本ラジオプラットフォームに関して、当社では2つの特許申請を済ませております。すでに本ラジオプラットフォームを活用したiPhone向けアプリケーションの販売は開始されており、今後は局数を増加させ、ラジオ局以外での展開も視野に入れております。

当社としては、上述のiPhone等スマートフォン上で各種プラットフォームを活用したビジネス展開を加速し、新規事業の事業化及び事業拡大による収益性の向上を図ることが当社の重要な課題であると考えております。

一方、当社グループは、前連結会計年度において、大幅な営業損失を計上し、492百万円の当期純損失となりました。これにより前連結会計年度末において450百万円の債務超過となっております。

す、また、当社グループの有利子負債は連結総資産の115%となり、手元流動性に比して高水準にあります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループは、当該状況を解消すべく、次のような対策を講じ、当該状況の解消または改善に向け努めております。

収益基盤の強化

昨今の経済環境下において民需が冷え込む中、各地方自治体は、業務プロセスのIT化、IT関連での雇用創出を推進しております。当社グループは、2006年より取り組んできた地方自治体向けのコンサルティングの領域を広げること注力し、地方自治体向けのコンサルティング収益を大きな柱としてまいりましたが、競争激化の中で、今後は案件の選別を行い、利益率向上に努めてまいります。

また、前期に立ち上げたクリエイティブブランド「S:III:S」（シーズ）に関して、新世代の携帯電話・モバイル端末を活用した情報発信のソリューションなどを中心に、各種実証実験の成果を踏まえ、事業化を推進してまいります。

コスト管理の徹底

外注費の低減（内製化率の向上含む）、役員報酬の減額、従業員人件費の減額、プロジェクト収支管理の徹底、並びに旅費等の経費削減等の諸施策を講じ、収支改善を図ってまいります。

Y E Mエレテックス株式会社について

有利子負債が増加した原因となった連結子会社のY E Mエレテックス株式会社については、人員削減等の諸施策の結果、平成22年3月期の営業損益は前年度比較で32百万円改善しており、期末に計上したたな卸資産評価損の影響を除くと、通期で営業黒字化しており、引き続き経営再建策に基づき、業績の更なる改善に努めてまいります。

財務等に関する対応策

資産の売却・有利子負債の削減等、連結ベースで財務体質の改善に取り組み、限られたリソースをコアな事業に集中させてまいります。また、資金調達については、借入れによる調達のほか、機関投資家、事業会社を引受先とするファイナンス（第三者割当増資や社債等）についても検討しております。

これらの取り組みの中で、「財務等に関する対応策」の具体的実行策として、また「収益基盤の強化」における新規事業化推進に当たり、早期に資金調達を行う必要があったため、平成22年4月9日に第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行を行いました。この取り組みを加速させるために、更なる資金調達を模索してまいりました。

今回「1.C 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社が進めておりますiPhone等スマートフォン上の各種プラットフォームサービス事業で協業効果が極めて高いソフトバンク株式会社との間で出資受入れに関して協議し、本取り組みのための資金調達として、株式の希薄化や持株比率を考慮しながら資金調達を行うことが可能になる点も勘案し、本新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

一方で、割当予定先であるソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数7,360株に係る議決権数は7,360個となり、平成22年4月9日にOakキャピタル株式会社に割り当てた新株予約権の目的である株式の総数6,060株及び第三者割当増資による株式数817株を合わせた6,877株に係る議決権数6,877個と合算すると、14,237株に係る議決権数は14,237個となり、平成21年9月30日時点での当社の総議決権数11,454個に占める割合が124.29%となることから、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。（平成22年4月9日に行われた第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行から本新株予約権の発行までの期間が6ヶ月未満であるため、前回の増資等と本新株予約権に係る議決権数を合算し、平成21年9月30日時点での当社の総議決権数を分母として希薄化率を算定しております。）

しかしながら、現在、当社グループは財務体質の脆弱さにより継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が続いていること及び平成23年3月期第1四半期においては債務超過に至っており、早期に財務体質の改善を図る必要があること並びに新規事業（iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）におけるマーケティング及び研究開発資金に充当することにより業績回復が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はこれらの目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

以上により、当社の取締役会において、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善を行うことが、長期的に株主価値を向上させる唯一の策であると判断しております。とりわけ、今回の割当予定先であるソフトバンク株式会社と協業する事業に充当することにより、その効果は更に高まるものと判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考え、本新株予約権の発行を決議いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記(1)に記載のとおり、今回の割当予定先であるソフトバンク株式会社との間で出資受入れに関して協議してまいりました。直接調達による資金調達は、第三者割当の他、公募増資や株主割当といった手法もありますが、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮すると、今回の資金調

達は、株式の希薄化や持株比率を考慮しながら資金調達を行うことが可能になる点も勘案し、新株予約権の発行による資金調達を選択いたしました。

本新株予約権の行使により、議決権の希薄化が発生し、既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下するおそれが生じることより株価が下落する可能性があります。

しかしながら、本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業への投資を行い、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、ひいては株価の上昇要因となり、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

また、本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が124.29%となり25%以上になることから、経営者から一定程度の独立したものによる当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、経営者から一定程度の独立した者として当社社外監査役を選定し、それぞれに対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本新株予約権の募集の決議に関し、その資金調達の必要性、内容及び資金調達を行う理由について詳細な説明し、また、借入れ、社債発行、公募増資、株式の第三者割当、新株予約権付社債の第三者割当などの他の資金調達方法と比較して今回採用するスキームを選択することとした理由について説明し、さらに、今後の事業計画等についての質問事項に関し、適切に回答いたしました。

その結果、平成22年9月9日付けで当社社外監査役3名（笠間龍雄、大島やよい、千野隆）から、当社の置かれた状況に照らして資金調達は必要であり、今回の割当先の一つが当社にとって極めて協業効果の高いソフトバンク株式会社であることを鑑み、また、発行数量及び株式の希薄化に関し、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得られました。また、現在当社は債務超過状態であり、多額の有利子負債をかかえる状況下で、資本増強と資金調達が急務であり、希薄化と持株比率を考慮した上での本新株予約権発行の相当性があり適切であるとの意見も得られました。

なお、本件第三者割当は支配株主との取引等に該当しません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他の参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年9月14日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所を下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年9月14日）現在において当社グループが判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(3) 略

(4) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を決議し、更に、平成22年9月9日及び平成22年9月14日開催の当社取締役会において、ソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

当社の総議決権数は11,454個（平成21年9月30日現在の株主名簿を基準）であり、第三者割当によるソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社に割当てる新株予約権の目的である株式の総数7,360株に係る議決権数は7,360個となり、平成22年4月9日にOakキャピタル株式会社に割り当てた新株予約権の目的である株式の総数6,060株及び第三者割当増資による株式数817株を合わせた6,877株に係る議決権数6,877個と合算すると、14,237株に係る議決権数は14,237個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は124.29%となり25.0%以上となることより、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。（平成22年4月9日に行われた第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行から本新株予約権の発行までの期間が6ヶ月未満であるため、前回の増資等と本新株予約権に係る議決権数を合算し、平成21年9月30日時点での当社の総議決権数を分母として希薄化率を算定しております。）

しかしながら、現在、当社グループは財務体質の脆弱さにより継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が続いていること及び平成23年3月期第1四半期においては債務超過に至っており、早期に財務体質の改善を図る必要があること並びに新規事業（iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）におけるマーケティング及び研究開発資金に充当することにより業績回復が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

(5) 大株主としての経営権について

平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議し、更に、平成22年9月9日及び平成22年9月14日開催の当社取締役会において、ソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

当該第三者割当による本新株予約権が全て行使された場合の株式発行数を加算すると、ソフトバンク株式会社は、発行後の総議決権数の16.64%、Oakキャピタル株式会社は29.09%（平成22年3月31日現在の株主名簿を基準として、平成22年4月9日を払込期日とした第三者割当による新株予約権、並びに平成22年4月12日以降における新株予約権の権利行使分を勘案しており、本新株予約権以前に発行した新株予約権の未行使分は含めておりません。）を占める大株主となります。

ソフトバンク株式会社は、今後のビジネスにおける協業のための長期保有である旨の表明を受けておりますが、当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は協業が目的であり、経営権の転換を行うことはないとの意思表示を受けております。

Oakキャピタル株式会社につきましては、当該第三者割当増資及び当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら、当社株式を売却していく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

(6) 資金調達に関わるリスク

当社は平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の当社取締役会において、新規事業に係るマーケティング及び研究開発資金の確保を目的として、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議し、更に、平成22年9月9日及び平成22年9月14日開催の当社取締役会において、新規事業に係るマーケティング及び研究開発資金の確保を目的として、ソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

しかしながら、当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った

調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。

(7) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

当社グループは、当第1四半期連結累計期間において、172,091千円の四半期純損失を計上した結果、当第1四半期連結会計期間末において、517,265千円の債務超過となっております。

また、当社グループの有利子負債は1,013,262千円と連結総資産の122%を占め、手元流動性に比して高水準にあります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

(8) 財務制限条項

平成18年10月10日締結のシンジケートローン契約に基づく借入金（短期借入金のうち40,000千円及び長期借入金のうち10,000千円）には、下記の財務制限条項が付されております。

各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を588百万円、もしくは、直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額に80%を乗じた金額のいずれか高い方に維持すること。

各年度の決算期の末日における連結損益計算書における経常損益を損失としないこと。

なお、当連結会計年度末において、上記財務制限条項に抵触しておりますが、当該条項に基づく期限の利益喪失に係る請求をしない旨、貸付人より同意を得ております。

しかしながら、今後の当社の業績動向により、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日（平成22年6月29日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成22年9月14日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成22年8月6日（注）1	10,535	409,106	10,535	399,781
平成22年8月12日（注）1	40,284	449,391	40,284	440,066

（注）1. 第6回新株予約権の行使により、増加したものであります。

3. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第23期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成22年6月30日提出臨時報告書〕

1 提出理由

平成22年6月29日開催の当社第23回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数を49,200株とする。

補欠監査役の規定を新設する。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大瀧昌三氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更 の件	7,757	38	-	(注)1	可決 99.10
第2号議案 補欠監査役1 名選任の件	7,779	29	-	(注)2	可決 99.38

- (注) 1. 議決権行使をすることができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権行使をすることができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権行使分の集計により各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

〔平成22年8月18日提出臨時報告書〕

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

- (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となったもの

O a k キャピタル株式会社

- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	異動前所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合)	異動後所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合)
O a k キャピタル株式会社	1,113個 (8.48%)	1,453個 (10.80%)

- (3) 当該異動の年月日

平成22年8月6日

- (4) 当該異動の経緯

当社第6回新株予約権の権利行使が行われたため、主要株主に異動が生じたものであります。

- (5) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 449,391,086円

本報告書提出日現在の総株主等の議決権の数 14,752個

本報告書提出日現在の発行済株式総数 14,760株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において、234,927千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が253,702千円となっている。さらに、当第1四半期連結会計期間において、106,727千円の営業損失を計上し、四半期純損失が119,082千円となった結果、当第1四半期連結会計期間末において、76,845千円の債務超過となっている。また、会社グループの有利子負債は1,135,400千円と連結総資産の79%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、234,927千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が253,702千円となっている。また、会社グループの有利子負債は1,373,200千円と連結総資産の78%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フライトシステムコンサルティングが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において、378,547千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が492,752千円となっている。さらに、当第1四半期連結会計期間において、163,741円の営業損失を計上し、四半期純損失が172,091千円となった結果、当第1四半期連結会計期間末において517,265千円の債務超過となっている。その結果、シンジケート・ローン（平成22年6月末残高50,000千円）について財務制限条項に抵触している。また、会社グループの有利子負債は1,013,262千円と連結総資産の122%となり、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年8月6日及び平成22年8月12日に第6回新株予約権の権利行使が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月28日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 善孝
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 健文

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、378,547千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失492,752千円となった結果、450,307千円の債務超過となっている。その結果、シンジケート・ローン(平成22年3月末残高60,000千円)について財務制限条項に抵触している。また、会社グループの有利子負債は1,040,400千円と連結総資産の115%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、平成22年4月9日に払込が完了している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年6月28日に第6回新株予約権の権利行使が行われている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フライトシステムコンサルティングが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されている会社及び連結子会社の重要な欠陥のある売上、棚卸資産に係る業務プロセスにおいて特定された必要な修正は、すべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、192,438千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が203,069千円となっている。また、会社の有利子負債は1,373,200千円と総資産の88%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、364,143千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が465,707千円となった結果、450,432千円の債務超過となっている。その結果、シンジケート・ローン（平成22年3月末残高60,000千円）について財務制限条項に抵触している。また、会社の有利子負債は1,040,400千円と総資産の130%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、平成22年4月9日に払込が完了している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年6月28日に第6回新株予約権の権利行使が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。